



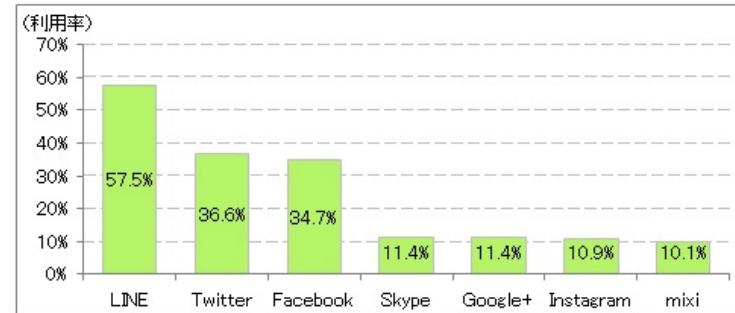
SNS市場について

<http://ictr.co.jp/report/20150729000088-2.html>

■表1. 日本におけるSNS利用者数



■表2. 主なSNSの利用率



*回答者(n=4,227) 主要なSNSおよび通話・メールアプリを対象とした(ゲーム系SNSは含まず)。

SNSを活用した市場は2019年400億円

<http://www.travelvoice.jp/20150907-50186>

社内SNS市場へもLINEが進出

<http://news.mynavi.jp/articles/2016/02/03/wm/>

<https://www.worksmobile.com/jp/>

新たなSNS企業

<http://mig.me/>

<http://www.rakuten.co.jp/ec/environment/promo/s4/>

オリジナルSNS制作サービス

<https://revolver.jp/>

http://www.evolveit.jp/solutions_and_services/developed_in-house sns/



自社SNSの活用

見積もりSNSにみる新たなSNS活用

新品・中古カメラECサイトなどを展開するシュッピンは2月17日、公式ECサイトのユーザー参加型コンテンツ「見積りSNS」で、画像のアップロード機能やコメント編集機能を追加するバージョンアップを実施した。自社で展開するSNSを盛り上げ、情報拡散を通じた新規ユーザーの獲得につなげる。SNSで投稿された内容も販売に活用していく考え。

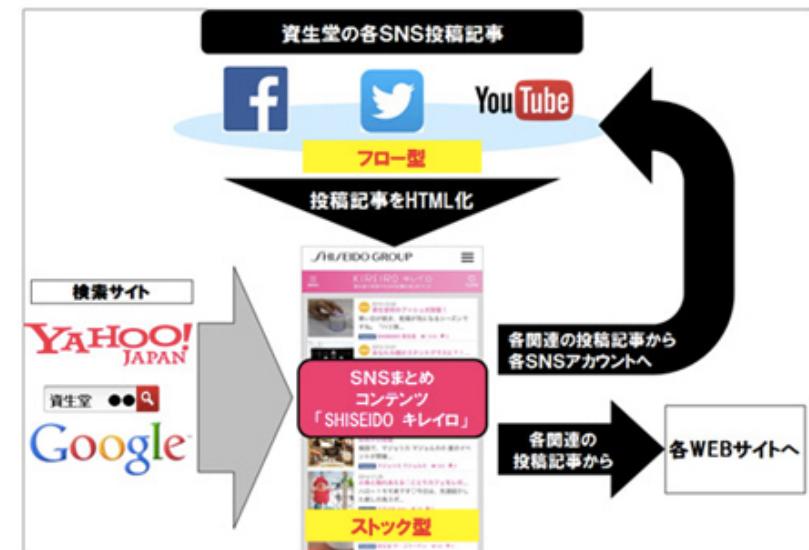
<https://www.mapcamera.com/html/mitsumorisns/mitsumorisns.html>

基本構造は資生堂「キレイ口」に学ぶ

資生堂は積極的にSNSを活用する一方で、新しい情報発信が優先となり、ユーザーが過去の投稿記事を閲覧することが難しくなっているという課題を抱えていた。この背景を踏まえ、同社は今回のサイトを構築するに至った。これにより、SNS上だけでなく検索サイト経由からの流入を見込め、これまでリーチできていなかったユーザーへの情報提供も期待できる。同社は今後、情報を一つにまとめることでオウンドメディアへの回遊を促し、ユーザーとのコミュニケーションの活性化を図る。

<http://snsmatome.shiseidogroup.jp/>

<http://netkiyaku.com/tyosakuken/sns-tyosaku/>



<http://markezine.jp/article/detail/21560>



読者とつくるSNS連動雑誌

日本におけるソーシャルメディア人口が5000万人を優に超えている現代。雑誌業界でこの冬新たな試みとしてローンチされたのが、『EDIST.』（主婦の友社刊）である。大人のためのソーシャルメディアとして、日本初のアプリ×雑誌のメディアが2015年11月13日に誕生した。

<http://top.tsite.jp/lifestyle/magazine/i/26334760/>

<http://www.tokyo-asobi-media.com/entry/tsudamaga-201>



投稿情報を活用する際の法的注意点

<http://netkiyaku.com/tyosakuken/sns-tyosaku/>

SNSを介して投稿された記事やデータの著作権がその投稿を行ったユーザーに帰属するということになると、SNSサイトやSNSサービスの運営者にとってみると自身のサイトやサービス上に第三者の著作物が存在することになってしまい、そのことによっていくつかの問題が生じてくる可能性が出てきます。

解決方法その1・著作権の譲渡

1つめの解決方法はユーザーが記事や画像などを投稿した時点をもってその著作権を運営者に譲渡してもらう方法になります。

例文

ユーザーは、本サービスを介して記事、画像、データ等を投稿する場合、弊社に対して、投稿の完了時点をもって、当該記事等の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を無償且つ無期限にて譲渡するものとします。

解決方法その2・使用許諾（ライセンス）

2つ目の解決方法は、ユーザーが記事や画像などを投稿した時点をもってその著作物の使用許諾を与えてもらう方法になります。

例文

ユーザーは、本サービスを介して記事、画像、データ等を投稿する場合、弊社に対して、当該投稿等を本サイト上に掲載する場合に限り、無償且つ無期限にてその使用を許諾するものとします。ただし、ユーザーの投稿記事等を弊社が二次利用する場合は、第〇条の規定を適用するものとします。